

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和3年4月1日

決意を新たに、新年度の安全衛生管理強化を

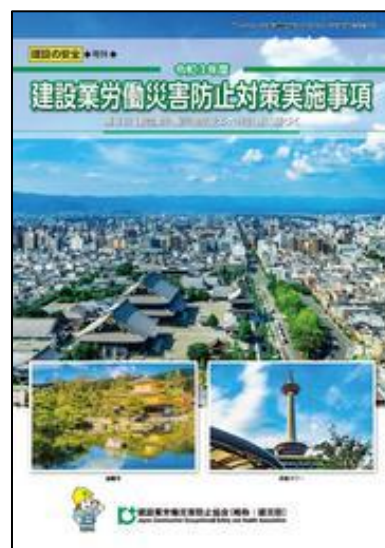
令和3年度 建設業労働災害防止対策実施事項の活用をお願いします。

新年度の、安全衛生管理計画は策定済みでしょうか？建災防では、毎年、会員に「建設業労働災害防止対策実施事項」をお配りしています。

令和3年度の労働災害防止対策の重点事項や具体的対策が掲載されており、新年度の安全衛生管理計画の作成や、管理者等への教育、現場パトロールのチェックリスト作りなど、年間を通して御活用いただけます。

(令和3年度の重点事項(抜粋))

- ① 店社・作業所の安全衛生管理体制の確立
- ② 施工計画書作成時におけるリスクアセスメントの確実な実施
- ③ 3大災害絶滅のための重点対策の実施
- ④ 改正石綿障害予防規則への対応
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- ⑥ 過重労働防止・メンタルヘルス対策の実施
- ⑦ 職業性疾病の予防対策の徹底



(今月の会報に同封しています。)

宮城県における緊急事態宣言への対応について

3月18日、新型コロナウイルス感染症対策に関し、宮城県・仙台市は、独自の緊急事態宣言を発令しました。

当支部主催講習では、従前より、検温・消毒、3密回避を徹底しておりますが、追加措置として以下の対策を講じます。

- ・体調について、受付時に体調チェックを行います。発熱、咳等の体調不良の場合は受講をお控えいただきようお願いいたします。
- ・体調チェックリスト(右)は当支部HPにも掲示します。ご自宅を出る前に、不調がある場合は、お電話でご連絡ください。
- ・所属事業所等の判断で、受講を控える指示がある場合は、御一報ください。

症状
発熱がある
咳が出る
のどの痛み
倦怠感
息苦しさ

上記については、講習日の振替等の対応をいたします。

今後、さらなる自粛要請が発令された場合は、講習を中止・延期することもあり得ますので、御了承ください。当支部HPで逐次情報をお知らせいたします。

4月以降、対応が必要な法令改正

法令名	内容	施行時期
安衛則	6.75m超えの高所作業での、新規格によるフルハーネス型安全帯使用義務（経過措置の終了）	令和4年1月2日
石綿則 （一部抜粋）	事前調査方法の明確化	令和3年4月1日
	事前調査・分析調査を行うもの要件新設 （建築物石綿含有調査者による調査義務）	令和5年10月1日
	上記結果の記録等	令和3年4月1日
	計画届の対象拡大	令和3年4月1日
	解体・改修工事に係る事前調査等の届出新設	令和4年4月1日
	労働者ごとの作業記録項目の追加	令和3年4月1日
	作業実施状況の写真等による記録の義務化	令和3年4月1日
特化則 （屋外・溶接ヒューム関連：抜粋）	特定化学物質作業主任者の選任	令和4年4月1日
	特定化学物質健康診断の実施	令和3年4月1日
	有効な呼吸用保護具の使用等（防じんマスクの使用）	従前より粉じん則で使用義務あり
粉じん則 トンネル工事（抜粋）	半月以内ごとに1回、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度の測定を義務付け等	令和3年4月1日
	ずい道等の掘削等作業主任者の職務に、換気、呼吸用保護具等に関する事項を追加	令和4年4月1日

法改正については、厚生労働省・宮城労働局HP等を参照してください。

石綿作業主任者技能講習追加のお知らせ

4月・5月の同講習が定員に達しておりますので、6月30日～7月1日に追加講習を実施いたします。

講習詳細等は、追って当支部ホームページに掲載いたします。

サテライト教室講習追加のお知らせ

宮城県建設産業会館内（仙台市）で実施する技能講習等（学科部分）をライブ配信するサテライト教室を石巻、大崎市等で追加開催します。

同封チラシをご覧ください。



ホームページ

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604